

昭和52年 2月24日

門真市教育委員会規則第1号

〔趣旨〕

第1条 この規則は、門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
門真市立図書館	午前10時から午後7時（日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時）まで
門真市立図書館門真市民プラザ分館	午前10時から午後7時まで

備考 門真市立図書館のうち参考資料室の利用時間は、午前10時から午後6時（日曜日にあつては、午後5時）までとする。

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
門真市立図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月5日までの日（(1)及び(2)に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間
門真市立図書館門真市民プラザ分館	(1) 木曜日 (2) 毎月第4金曜日 (3) 12月29日から翌年1月5日までの日（(1)に掲げる日を除く。） (4) 特別整理期間

(休館日等の周知)

第4条 第2条ただし書及び第3条ただし書の規定により開館時間又は休館日の変更等を行う場合においては、その旨を図書館の掲示板に当該変更等をしようとする日の3日前までに掲示するものとする。

(貸出対象者)

第5条 図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 門真市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 守口市内、枚方市内、寝屋川市内、大東市内、四條畷市内及び交野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (3) 大阪市内に居住する者
- (4) 門真市内に事務所を有する団体
- (5) その他館長が適当と認める個人又は団体

(貸出手続)

第6条 図書等の貸出しを受けようとする者は、利用券（様式第1号）を提示しなければならない。

- 2 利用券は、個人又は団体で、利用券申込書（様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3）及び館長が必要と認める書類を提出し、館長の許可を受けた者に対して交付するものとする。

(利用券の譲渡等の禁止)

第7条 利用券の交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出冊数)

第8条 個人に対して貸し出すことのできる図書等の冊数は、10冊以内とする。

- 2 団体に対して貸し出すことのできる図書等の冊数は、1回300冊を限度として館長が指定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前2項の貸出冊数を変更することができる。

(貸出期間)

第9条 個人に対する貸出期間は、3週間以内とする。

- 2 団体に対する貸出期間は、1月以内とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前2項の貸出期間を変更することができる。

(図書等の返納等)

第10条 館長は、図書等を貸出期間内に返納しなかつた者に対して、一定の期間図書等の貸出しを停止することができる。ただし、事前に正当な事由の申出があつた場合は、この限りでない。

(届出義務)

第11条 図書等の貸出しを受けた者は、次の各号のいずれかにに該当するときは、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

- (1) 利用券を紛失又は汚損したとき。
- (2) 図書等を紛失又は汚損したとき。

(3)利用券申込書等の記載事項に変更が生じたとき。

(貸出禁止図書等)

第12条 次の各号に掲げる図書等については、貸出しを禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1)貴重図書等
- (2)各種辞書及び事典の類
- (3)新聞広報の類
- (4)その他特に館長が指定した図書等

(損害賠償)

第13条 利用者が図書等又は施設設備等を滅失し、又は損傷したときは、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

- 2 第11条第2号の規定に該当する場合において、市に損害が生じたときは、当該貸出しを受けた者がその責めを負うものとする。

(利用者の義務)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1)高声で音読し、談話し、歌唱し、又は騒ぐ等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2)所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3)その他職員の指示に従うこと。

(利用の禁止)

第15条 館長、分館長は、前条各号に掲げる義務を履行しない利用者に対して図書等の閲覧又は貸出し及び施設の利用を禁止することができる。

(入館の制限)

第16条 館長、分館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、図書館への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1)伝染性の疾患のある者
- (2)他人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3)管理上支障があると認められる者

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成18年12月27日門真市教委規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による門真市立図書館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の門真市立図書館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。